

任意継続制度に係る組合員短期原票等の様式の制定等について

昭和49年 6月25日 蔵計第2323号
大蔵大臣から各共済組合代表者あ
て通達

改正 平成14年 9月30日財計第2329号
同 15年 3月31日同 第 911号

昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和49年法律第94号）により国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の一部が改正され、任意継続制度が創設されたが、これに伴い国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。）第131条第1項の規定に基づく任意継続制度に係る組合員短期原票等の様式及び任意継続組合員となるための申出をした者に対する任意継続掛金の払込期日等の告知について下記のとおり定めたので、その実施にあたっては遺漏のないよう処理されたい。

記

第1 施行規則第131条第1項の規定に基づく様式について

任意継続制度に係る組合員短期原票、被扶養者申告書、組合員証等再交付申請書、遠隔地被扶養者証交付申請書、基準収入額適用申請書、限度額適用・標準負担額減額認定申請書、特別療養証明書交付申請書、特別療養給付管理台帳及び特別療養証明書整理簿（以下「任意継続制度に係る原票等」という。）は、施行規則に定められている別紙様式第9号、別紙様式第10号、別紙様式第24号、別紙様式第24号の3及び別紙様式第24号の4のそれぞれの様式の表面最上欄右側の余白に「任」の表示をした様式をそれぞれ任意継続制度に係る原票等の様式とし、組合員証整理簿、遠隔地被扶養者証整理簿、高齢受給者証整理簿、標準負担額減額認定証整理簿及び限度額適用・標準負担額減額認定証整理簿の様式は、それぞれ別紙の様式1から様式5までのとおりとする。

第2 任意継続組合員となるための申出をした者に対する任意継続掛金の払込期日等の告知について

任意継続組合員となるための申出をした者に対しては、その者の任意継続掛金の払込期日と、当該掛金はその払込期日までに納付されないときは、任意継続組合員の資格を喪失することとなる旨の注意事項を記載した書面を交付することなどにより、任意継続組合員の資格を継続使用とする意思があるにもかかわらず、その者の不注意により当該掛金が払込期日までに払い込まれないことによりその資格を喪失するような事態が生じないように十分配慮すること。

附 則（平成14年9月30日財計第2329号）

この改正は、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成15年3月31日財計第911号）

この改正は、平成15年4月1日から適用する。

